

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASBが公開草案「IFRSの年次改善2015年－2017年サイクル」を公表

目次

なぜ本修正が提案されたか？

修正案は何か？

発効日、移行時の要求事項及びコメント期限

本IFRS in Focus は、一般のコメントを募集するために2017年1月にIASBIによって公表された最新の公開草案ED/2017/01「IFRSの年次改善2015年－2017年サイクル」(以下、「本公開草案」とする)を要約したものである。

要点

- 本公開草案は、次の基準書に対する修正を提案している。
 - －IAS第12号「法人所得税」
 - －IAS第23号「借入コスト」
 - －IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」
- 修正案の発効日案は以下の通りである。
 - －IAS第12号およびIAS第23号：未決定
 - －IAS第28号：2018年1月1日以後開始する事業年度
- 3つすべての修正案について、早期適用が認められることが提案されている。
- コメント期限は、2017年4月12日である。

なぜ本修正が提案されたか？

年次改善プロセスは、IASBIに、想定外の結果、矛盾、または見落としに対処して、必要性はあるが緊急ではないIFRSsの修正を行う能力を与えるものである。複数の提案を単一の公開草案として公表することは、基準設定プロセスの効率化を意図したものであり、IASBおよび利害関係者の双方に便益を与えるものである。

本公開草案は、IASBの年次改善プロセスの規準を満たす3つのIFRSsに対する修正を提案している。

詳細は下記Webサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

修正案は何か？

基準	修正案のテーマ	修正案
IAS 第 12 号 「法人所得税」	資本に分類される金融商品の支払の法人所得税への影響	当提案では、企業は、配当(すなわち、利益の分配)の法人所得税への影響をすべて、分配可能利益を生み出した取引または事象に関連して認識すべきことを明確にしている。
IAS 第 23 号 「借入コスト」	資産化することが適格な借入コスト	当提案では、資産の意図した使用または販売が可能な状態になった後に、当該資産の取得のために「特別に」行った借入残高がある場合、当該借入は、企業が一般借入の資本収益率を算定する際に、「一般」借入資金の一部となることを明確にしている。
IAS 第 28 号 「関連会社および共同支配企業に対する投資」	関連会社または共同支配企業に対する長期持分	当提案では、実質的に、関連会社又は共同支配企業の純投資の一部を形成するが、持分法を適用していない関連会社または共同支配企業に対する長期持分について、減損の要求事項を含む IFRS 第 9 号「金融商品」を適用することを明確にしている。

見解

IAS第12号の修正案

本修正案適用の鍵は、金融商品の支払が利益の分配、すなわち配当の性質を有するかどうかを判断することである。これは、一定の状況において、重要な判断を要する場合がある。特に、資本に分類される金融商品の支払は必ずしも利益の分配を表していないため、これら支払に関する場合である。支払が実際に配当 (indeed dividend) である場合には、そのような支払の法人所得税への影響は、純損益に認識すべきである。他方、支払がそうではない場合、法人所得税への影響は、IAS第12号第61A項に基づき、その他包括利益または資本の適切な項目に直接認識すべきである。

本修正はいつ適用されるのか？

(最終化された場合)IAS12第12号およびIAS第23号の修正案の発効日は、公開草案について受領したコメントを検討した後に決定される。IAS第28号については、本修正案がIFRS第9号の長期持分の適用と関連していることから、IFRS第9号の発効日と合わせるために、2018年1月1日の発効日を提案している。特別な経過措置が適用される。

(最終化された場合)本修正案3つすべてについて、早期適用を認めることが提案されている。

本公開草案のコメント期限は、2017年4月12日である。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人および DT 弁護士 法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited